

議案第 4 5 号

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 すみだ障害者就労支援総合センター条例（平成 2 3 年墨田区条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同条第 4 号中「生活支援事業」を「就労生活支援事業」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 計画相談支援に関すること（以下「計画相談事業」という。）。

第 4 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 就労生活支援施設

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 計画相談施設

第 5 条の表中

生活支援施設	月曜日から土曜日まで	午前 9 時から午後 8 時まで
--------	------------	------------------

を

就労生活支援施設	月曜日から土曜日まで	午前 9 時から午後 8 時まで
計画相談施設	月曜日から金曜日まで	午前 9 時から午後 5 時まで

に改める。

第 6 条第 1 号中「及び総合相談室」を「、総合相談室及び計画相談施設」に改める。

第 7 条の表中

生活支援事業	(1) 就労中の障害者等 (2) 就労等に向け生活支援を必要とする障害者等
--------	--

を

就労生活支援事業	(1) 就労中の障害者等 (2) 就労等に向け生活支援を必要とする障害者等
計画相談事業	(1) 区にサービス等利用計画を提出した者 (2) その他区長が必要と認める者

に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「生活支援事業」を「就労生活支援事業」に改める。

第2条 すみだ障害者就労支援総合センター条例の一部を次のように改正する。

第5条の表中

就労生活支援施設	月曜日から土曜日まで	午前9時から午後8時まで
----------	------------	--------------

を

就労生活支援施設	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後8時まで
	土曜日	午前9時から午後5時まで

に改める。

付 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者の就労支援の充実を図るため、センターの行う事業に計画相談事業を追加し、当該事業に係る施設を設置するとともに、事業の役割を明確化するため、生活支援事

業及び生活支援施設の名称を改め、当該施設の利用時間を変更する必要がある。